

岷江入楚の「秘」と「聞」「聞書」

——真木柱巻を中心にして——

岷江入楚は中院通勝の源氏物語注釈書として知られる。同書はその自序から、細川幽斎が果たせなかった「古来の註釈」を「一覽のためにしるしあつむ」志をついで、古注集成をした書とされてきた。岷江入楚には通勝の序を裏付ける幽斎の跋も付されている。近年連歌師の注釈についての研究が進み、通勝は『岷江入楚』を編集する際に、紹巴・兼如を通じて三条西公条の説を取り入れたとされた。^① 通勝自身が継承した三条西家の源氏学と、連歌師に伝えられた源氏学とは、どのような関係にあるのであろうか。

本稿では真木柱巻を中心にして、岷江入楚において「秘」として記された公条説と、「聞」「聞書」として記された紹巴説とを比較する事により、通勝の源氏物語研究について考察を加えたい。なお、煩を避くため、叙述に際して書名の『』は省略することがある。

小 高 道 子

一 岷江入楚の「秘」と「聞」「聞書」

岷江入楚は注釈を引用する際「肩付」にその略称を注記して、出典を明示している。その注記の示す先行注釈書については「この抄に引く処の肩付」として書名が挙げてあるが、「秘」については「秘 三西家ノ抄 称名院ノ義也」と記されている。^② 通勝が「称名院ノ義也」とする以上、「秘」として記された内容は、称名院すなわち三条西公条の説と推定される。

一方、「聞」「聞書」として記された注の出典については記述されていない。これらの注記について、徳岡涼氏は、紹巴説であると推定された。^③ 実践女子大学蔵常磐松文庫九条家本源氏物語聞書^④（以下、九条家本と略す）によると、通勝は「宮にいとよく」（若菜巻）の前までは紹巴、以後は三条西実枝の講釈を聴いたと、通勝自身が語っている。真木柱巻は若菜巻「より以前」であるから、通勝は実枝ではなく紹巴の

講釈を聴いたことになる。そのため紹巴の講釈聞書を「聞」「聞書」と注記することは、十分に推定される。また、九条家本の真木柱巻には、通勝が紹巴説として講釈をした三項目を載せるが、いずれも岷江入楚において「聞」「聞書」として記された注記と一致する。紹巴の聞書として想起される永祿奥書紹巴抄⁵⁾(以下、紹巴抄と略す)と比較すると、岷江入楚真木柱巻に64項目ある「聞」「聞書」とする注記のうち49項が紹巴抄にみられる。そのため「聞」「聞書」とする注記を紹巴説とする徳岡氏の説は首肯される⁶⁾。

岷江入楚に「聞」「聞書」とするだけで、紹巴の名をあげずに紹巴説を引くことについて、小川陽子氏は、「問題は、通勝が紹巴の説と明記していないという点である」とされ、通勝が紹巴の名を記さないのは「情報操作」であるとされた⁷⁾。これが、現在の源氏物語研究で行われていく共通理解であろう。

幽齋と通勝は、紹巴の講釈を通じて、自分たちが入手した書物では知り得なかった公条注を紹巴が所持していることにおそらく気づいたのであろう。三条西家の血脈と源氏学の継承を自負する通勝にとって、「古来の註釈を一覧のためにしあつむべきはたて」を完遂するには、紹巴の得た公条注が不可欠であったに違いない。

そこで通勝のとった方法が、紹巴から得た注を採用する、しかし紹巴經由であることは明記しない、というものであった。それはまさに、『長珊聞書』を採用しつつも「或抄」としか記さず、「御説」の由来のみ明記する、というあり方と軌を一にする。

(中略)と同時に、通勝が周到に情報操作をしながらも手を借りざるを得なかったという点で、中世源氏学における連歌師たちの存在感、彼らの注の継承と展開の重みも、改めて感得される。

小川氏は、「幽齋と通勝は」、「紹巴が所持している」「自分たちが入手した書物では知り得なかった公条注を」、「採用する、しかし紹巴經由であることは明記しない」とされたが、それがどのような「公条注」であったのか、具体的な資料は提示されていない。また、実態を明らかにする記述も見られない。氏が「改めて感得される」という「中世源氏学における連歌師たちの存在感」「彼らの注の継承と展開の重み」とはどのようなものであったのだろうか。

こうした「中世源氏学における連歌師たちの存在感、彼らの注の継承と展開の重み」を窺うために、岷江入楚真木柱巻の「聞」「聞書」とする記述と「秘」とを比較・検討してみたい。岷江入楚の肩付に「秘」と記された注は通勝が継承した公条説であり、「聞」「聞書」として記された注記は紹巴説と考えられる。通勝が紹巴が所持している「自分たちが入手した書物では知り得なかった公条注」を「採用する、しかし紹巴經由であることは明記しない、と」するならば、同一項目の注に「秘」とする公条注と、「聞」「聞書」とする紹巴を經由した公条注とが記されていて、後者の内容が「秘」とする注には見られないか、「秘」はと異なる注になっているはずである。そこで岷江入楚真木柱巻の「秘」と「聞」「聞書」との内容を比較して、両者の内容が異なる項と、どちらか一方のみが記されている項とに分けて検討する。

「聞」「聞書」には、すでに書物になっている注記を参照した注と、

通勝自身が講釈を聴いて記した注とがあると推定される。講釈を聞書とした注であるなら、同じ人物の説であっても、助詞や仮名遣いをはじめとする表現の相違が見られることは想定される。そこで、人名など、「秘」と「聞」「聞書」に記された内容が明らかに異なる注について両者を比較する。なお、なるべく単純に岷江入楚と紹巴抄とを比較するために、岷江入楚においては諸本間の異動がない項目を取り上げる。岷江入楚の引用は源氏物語古註釈叢刊によるが、注釈の箇所を源氏物語古註釈集成に付された通し番号で記す。

二 「秘」と「聞」「聞書」の内容が異なる項目

1 86 かしこにわたり給はん事

岷江入楚は「86 かしこにわたり給はん事」に次の注を記す。

秘 大将の心也 暫時も参内をは心にゆるし給はさる也 内侍のかみにては必拝賀に参し給へき事也

或 大将の方へ玉かつらのわたり給はん事を源氏のふとはあらせしとおほす也 わか方にをきたくおほす也 猶おもひはなれぬ源の心中也 九同 聞同

私云秘ノ義尤不審也 或抄九禪又聞書之義尤可然也 此次ノ詞に内へ参り給はん事をやすからぬことにおほせとそのつゝてにやかてまかてさせたてまつらんの御心つき給てとあり これにて案之に聞書等ノ義可然也

ここは「秘」とする注記と「或抄」「九禪」「聞書」の説が異なる注である。岷江入楚は、「秘」として「大将の心也」とする公条説をあげた後、「或」として「源の心中也」と記す。そして「九同 聞同」と、「九」と「聞」が「或抄」と同じであることを記す。「九」は九条種通説、「聞」は紹巴説であろう。いずれも公条の講釈を聴いたとされている。また、「或抄」は、岷江入楚に「或抄 此抄一本アリ 此内御説トアルハ称名院ノ義也」とあるから、これも称名院すなわち公条の説を継承する聞書といえよう。岷江入楚がこの項目の注において掲げた四種の聞書は、いずれも公条説を継承する聞書である。それにもかかわらず、岷江入楚は、四種の聞書の内容が、「秘」と「聞書等」とに分かれていた事を指摘している。そして、みづからが継承した「秘」すなわち公条の説よりも、公条が紹巴などに講釈した際の「聞書等ノ義」を「可然也」と記したのである。

岷江入楚は、「秘」と「或」とを引用する。そして「或」として挙げた注記の末尾に「九同 聞同」と記す。さらに「私云」として「秘ノ義尤不審也 或抄九禪又聞書之義尤可然也」という。これらのことから、この項目は「秘」とする注記と「或抄」「九禪」「聞書」の注記が異なり、通勝は両説を比較して「秘ノ義」を「不審」として用いず、「或抄」・「九禪」・「又聞書之義」を「可然也」として賛同したことがわかる。

「或抄」は、岷江入楚に「或抄 此抄一本アリ 此内御説トアルハ称

名院ノ義也」とあり、「御説」として「称名院」すなわち公条の説を記したとされる注釈書である。伊井春樹氏は、注釈の内容を検討した上で、或抄が「長珊聞書」であることを考証された。⁸⁾「九禪」は、九条禪閣すなわち九条種通の聞書であろう。種通は公条に源氏物語を学んだから、これも公条の講釈を伝える聞書と言えよう。「聞」は紹巴の聞書と推定されるが、紹巴も公条に源氏物語を学んだ。岷江入楚に記された「秘」「或抄」「九禪」「聞書」の四種は、いずれも公条直系の門弟が公条の講釈を聴いたとされる聞書である。それにもかかわらず、岷江入楚は、四種の聞書の内容が、「秘」と「聞書等」との二通りに分かれている事を指摘している。「秘ノ義」と「或抄九禪又聞書之義」が異なっているというのである。

まず岷江入楚に「同」と記された「九禪」「聞書」の内容を確認しておこう。種通の聞書孟津抄と紹巴抄との該当部分を引用する。

孟津抄

61 かしこにわたり給はんことをとみにもゆるし聞え給ましき御

けしきなり 髯へ渡給ふ事

紹巴抄

54 かしこに 大将へ玉のわたり給はむ事を源のゆるし給ふ也

これらを岷江入楚の「或」と比較すると、注記の繁簡があり、三種はいずれかが他本を書写したものとは考えられない。それぞれが別々に公条の講釈を聴いて、内容を記したものと推定される。岷江入楚が引用した「或」が最も詳しく、孟津抄が最も簡素である。岷江入楚はこの三種を「同」と記しているが、三種に共通するのは、「かしこに」

が鬚黒邸を指すこと、そこに「渡り給」ふのは玉鬘であることのみで、それに対する源氏の思いについての記述は、三種それぞれである。岷江入楚は「かしこに」が鬚黒邸、「渡り給」ふのが玉鬘であることによつて、この三種を「同」と記したのであろう。それに対して「秘ノ義」は、「かしこに」を「内」すなわち内裏と解釈して、玉鬘が参内することに於いて鬚黒が「心にゆる」さないと解釈している。

通勝自身は「此次ノ詞に内へ参り給はん事をやすからぬことにおほせとそのつゐてにやかてまかてさせたてまつらんの御心つき給てとあることから「聞書等ノ義可然也」と、「或抄」以下の解釈に対して賛同している。この部分の岷江入楚は、「或抄」を引用して「九月、聞同」と記した後「或抄九禪又聞書之義」と記し、次に「聞書等ノ義」と記している。「或抄」「九禪」「聞書」を三種の異なる注釈書として意識していたというよりはむしろ、「秘」以外の注釈書として一括して考えていたのかもしれない。「秘」と「或抄」以下は、同じ公条の聞書でありながら、「かしこ」を内裏とする「秘ノ義」と、「かしこ」を鬚黒の邸とする「或抄」以下二種と、二通りの講釈がなされていたことは間違いないだろう。そして通勝はその両者を知った上で自分の説として「或抄」以下二種の説を選択していた。

岷江入楚の記述を検討すると、通勝は、公条の講釈が「秘」と「聞書等」とで異なっていたこと、すなわち公条の講釈が二通りあると理解していたことが明らかである。通勝は、「秘」として通勝が公条から継承した、本来通勝が継承することを期待されていた三条西家の秘説と、それとは異なる「聞書等」の説とを並記しているのである。しか

もこの部分の注において、通勝は、「私云秘ノ義尤不審也 或抄九禪又聞書之義尤可然也」「これにて案之に聞書等ノ義可然也」として「秘」ではなく「聞書等ノ義」を採用している。三条西家において秘説として継承されたか否かではなく、提示された解釈に同意できる注釈を採用したといえよう。

それでは、この二通りの解釈は、どのように異なっているのでしょうか。「かしこにて」は、玉鬘が鬚黒と結ばれた後、源氏が玉鬘を訪れて和歌を贈答した後に続く場面である。両者の相違を理解するため、次に、新日本古典文学全集（以下、全集と略す）により、当該箇所（私に傍線を付す）を検討してみたい。源氏物語の本文は、

内裏にのたまはすることなむいとほしきを、なほあからさまに参らせたてまつらん。おのがものと領じはてては、さやうの御まじらひも難げなめる世なめり。思ひそめきこえし心は違ふさまなめれど、二条の大臣は心ゆきたまふなれば、心やすくなむ」など、こまやかに聞こえたまふ。あはれにも恥づかしくも聞きたまふこと多かれど、ただ涙にまつはれておはす。いとかう思したるさまの心苦しければ、思すさまにも乱れたまはず、ただあるべきやう、御心づかひを教へきこえたまふ。かしこに渡りたまはんことを、とみにも許しきこえたまふまじき御気色なり。

内裏へ参りたまはむことを、安からぬことに大将思せど、そのついでにやがてまかでさせたてまつらんの御心つきたまひて、かく忍び隠ろへたまふい御ふるまひも、ならひたまはぬ心地に苦し

ければ、わが殿の内しつらひて、年ごろは荒らし埋もれ、うち棄てたまへりつる御しつらひ、よろづの儀式を改めいそぎたまふ。

全集は傍線部分に「玉鬘が鬚黒の邸に、玉鬘への執着から、彼女の転居だけは許せない、という気持。」と頭注を付し、その部分に次の口語訳を記す。

大将のお邸にお移りになることを、そうすぐにお許し申そうとはなさらぬ大臣のご様子である。

全集の解釈は、「かしこ」を鬚黒邸と解釈し、玉鬘への執着から、玉鬘が鬚黒邸に移ることを、源氏が許せない、とする。この解釈は、岷江入楚に「或」として記された注記の内容を継承している。通勝が「私云」として記した内容と同様に「或抄」以下の解釈を継承している。岷江入楚に「或」として記されたのは、「大将の方へ玉かつらのわたり給はん事」について、「ふとはあらせしとおほす也」という「源氏の」心であり、それは「わか方にをきたくおほす也 猶おもひはなれぬ源の心中也」すなわち源氏の玉鬘に対する執着だという。全集は、この後、段落を変え、「内裏へ参りたまはむことを、」以下の部分を「二三鬚黒、北の方を無視して玉鬘に熱中する」として新たな項目が始まる段落にしている。すなわち、「かしこに渡りたまはんことを、とみにも許しきこえたまふまじき御気色なり。」までを源氏が玉鬘を訪れた際の、「猶」玉鬘への「おもひはなれぬ」「源の心中」と解釈しているのである。

これに対して「秘ノ義」は、「大将の心也 暫時も参内をは心にゆるし給はさる也 内侍のかみにては必拝賀に参し給へき事也」と記す。

「かしこに渡りたまはんこと」の「かしこ」を内裏と解釈し、「暫時も参内をは心にゆるし給はさる」「大将の心也」と記している。次の「内裏へ参りたまはむことを、安からぬことに大将思せど」と続く本文と同じ内容になる。続く部分について、全集は「女君が参内なさることを、大将は不安にお思ひであるけれど」と口語訳を付す。岷江入楚の「秘ノ義」は、「かしこに渡りたまはんことを、とみにも許しきこえたまふまじき御気色なり」を同様に解釈したのである。

岷江入楚は、同じ公条の講釈を聴いた聞書に、「かしこ」を「内裏」として、玉鬘の参内を許さない「大将の心」とする「秘ノ義」と、「かしこ」を「鬚黒の邸」として玉鬘が鬚黒邸に移る事を快く思わない「源氏の心中」とする「或抄九禪又聞書之義」の両義があることを記録して、「秘ノ義」と「或抄九禪又聞書之義」とを対比させている。そしてさらに、「此次ノ詞に内へ参り給はん事をやすからぬことにおほせとそのつゐてにやかてまかてさせたてまつらんの御心つき給てとありこれにて案之に聞書等ノ義可然也」と次の文との関連を考察することにより、「聞書等ノ義可然也」と、「聞書等ノ義」を採用したのである。公条の講釈内容が二種あったこと、通勝が「秘ノ義」にこだわらずに両者を比較した上で、自説を述べていることは注目されよう。

それでは、この部分は、三条西家の他の注釈書ではどのように記されているのだろうか。次に、細流抄・明星抄を参照してみたい。

細流抄

かしこに 大将の心也暫時も参内をは心にゆるし給はさる也内侍

のかみにてはかならず拝賀に参し給へき事也

明星抄

かしこに 大将の心也 暫時も参内をは心にゆるし給はさるなり。内侍のかみにては必拝賀に参し給へき事也

表記の相違はあるものの、岷江入楚の「秘ノ義」とほぼ一致するところがわかる。すると、実隆が公条に行つた講釈においては、岷江入楚の「秘ノ義」と同じ内容であつたと推定される。「かしこ」を内裏ではなく鬚黒邸とする解釈は、三条西家の秘説ではなく、公条が種通・紹巴などに講釈する際に用いられた、秘説とは別の解釈であつたと言えよう。

2 80 思ひそめ聞こえし

「秘」として記された説と、「聞」「聞書」として記された説が異なることは、「かしこに渡りたまはんことを」の数行前の「思ひそめ聞こえし」にも見られる。この部分について、全集は「源氏は、当初、まづ宮仕えをさせて、その後結婚の件を考えようとした」と頭注を付して、「主上の仰せあそばすことがほんとにお気の毒ですから、やはり、ちよつとばかり参内おさせ申しませう。大将があなただをすつかり自分のものにしてしまつてからでは、そうした公のご奉仕もできにくくなりそうなお身の上でしょうから。最初に決めてさしあげたわたしの

考えとは事情がちがってしまつたようですが、二条の大臣はご満足のご様子なので、わたしは安堵しているのです」と口語訳する。

岷江入楚は次のごとく記す。

弄 内へ参らせんの心也

秘 源の心は先宮つかへに出して後にはともかくもと思ひしと也

聞 源の心は先入内をと思ひしと也

私云 源のはしめよりの支度には相違せると也 源の心は先宮つ

かへに出して後誰にてもゆるさんと思ひつる歟 又髻黒へゆるさ

むとも思はさりしにかなれたるをたかふといふ歟 案之猶秘ノ

義然へし

「思ひそめ聞こえし」とある部分について、「先」ず「入内」させるという「源氏の心」については諸注が一致する。しかしながら、岷江入楚は「私云」として「案之猶秘ノ義然へし」と記している。他の注として挙げているのが「弄」と「聞」のみであるから、岷江入楚は、「秘ノ義」を「弄」「聞」と比較して「秘ノ義然へし」と記したことになる。公条は、この部分についても三条西家が継承した「弄花抄」とは別に、「秘ノ義」ととする解釈を通勝に伝えた。この部分は「弄」「聞」と「秘ノ義」とが異なっている項目である。ここで「秘ノ義」が「弄」「聞」と異なるのは、弄花抄や「聞」が入内する事のみを記すのに対して、「秘」は「源の心は先宮つかへに出して後にはともかくもと

思ひしと也」と、入内させた後のことを想定している点である。「思ひそめ聞こえし」に続く「心は違ふさまなめれど」についても考察しているのである。

この項目においても、通勝は、公条が、通勝と紹巴に対して異なる講釈をしたと判断したのであろう。「聞」と「秘ノ義」とを対比させて、「私云」「案之猶秘ノ義然へし」と記している。通勝は両者の内容を異なっていると判断したのであろう。そして、ここでは「秘ノ義然へし」と、「秘ノ義」を採用した。

この項目においても、「秘」として記された内容は、細流抄・明星抄と一致する。

細流抄

44 おもひそめ 源の心はまつ宮つかへに出して後にはともかく

もと思しと也

明星抄

347 思ひそめ 源の心は先宮仕に出して後にはともかくも思し

と也

「秘」として記された解釈が細流抄・明星抄と一致するから、「秘ノ義」として記された解釈は、実隆から公条に伝えられた三条西家の秘説であったと推定される。すると、ここでも「聞」として記された注は、三条西家の秘説ではなく、公条が紹巴等に講釈する際に用いられた、秘説とは異なる新たな解釈であったといえよう。

ここで想起されるのが、「源氏物語の二段階伝授」という考え方である。岩坪健氏は、伊勢物語の相伝に行われた「古注」と「本

式」の二種類の講釈が、源氏物語においても行われたことを想定して、「源氏物語の二段階伝授」を記された（『源氏物語古注釈の研究』平川和泉書院）。岷江入楚の「秘」と「聞書等」に記された注を比較する限り、公条は「秘」と「聞書等」では異なる二種類の講釈をしていたと推定される。そして、二種類のうちで、細流抄・明星抄と一致する三条西家の秘説を継承しているのは通勝自身が継承した「秘」であり、「聞書等」に記された注は、「秘」とは異なる内容であった。公条は紹巴などに講釈する時には、秘説とは異なる解釈を伝える事があったと推測される。

ここでもう一度、小川氏の論を検討してみよう。小川氏は「三条西家の血脈と源氏学の継承を自負する通勝にとって、「古来の註釈を一覧のためにしるしあつむへきくはたて」を完遂するには、紹巴の得た公条注が不可欠であったに違いない」とされた。そして「通勝がこのような情報操作を行うことにより、『岷江入楚』は享受者に対し、源氏学は三条西家に収斂され、三条西家によって発展したのだ、という印象を与えることになる。」とされた。

そして、『古来の註釈書を一覧した』との序を持つ書において通勝がこのような情報操作を行うことにより、『岷江入楚』は享受者に対し、源氏学は三条西家に収斂され、三条西家によって発展したのだ、という印象を与えることになる。さらには、それを直に受け継いだ自分たち、そしてその自分たちが作成した『岷江入楚』そのものを権威づけることにも繋がっていく。数多くの注が並記された五十五巻という膨大な書物の序跋と料簡に置かれた情

報の意味を、今一度押さえておきたい。

と同時に、通勝が周到に情報操作をしながらも手を借りざるを得なかったという点で、中世源氏学における連歌氏たちの存在感、彼らの注の継承と展開の重みも、改めて感得される。

しかしながら岷江入楚が「聞」「聞書」として引用した「公条注」は、「三条西家の血脈（つぐま）と源氏学」を「継承」するものとはいえないであろう。三条西家の源氏学として継承されたのは「秘」あるいは「箋」として記された秘説であり、「聞」「聞書」として引用された「秘」と異なる注は、連歌師などに講釈するために公条が作った三条西家の秘説とは別系統の注釈であったと推定される。

三 「秘」とする注があり、「聞」「聞書」とする注が見られない項目

前項で検討したとおり、岷江入楚は「秘」として公条説を記している。そして、場合によっては、「秘」として記された公条説は、「聞」「聞書」「或抄」「九禪」として記された公条説の内容とは異なっている。こうした内容の相違の他に、岷江入楚真木柱巻には、「秘」として記された注記のみで「聞」「聞書」とする注記がみられない箇所が多数ある。これらの大半は、「聞」「聞書」のみならず「或抄」「九禪」とする注も見られないから、三条西家の秘説として継承されたと推察される。そうした「秘」の中に、「箋」が「秘」を否定した注記が見られる。

3 74 又うしろやすさも

岷江入楚「74」「又うしろやすさも」の注記に次のごとく記されている。

又うしろやすさも

秘 かくはく、むことはえ忘れ給ましきと也

箋曰非也 琴を枕にても心をやふり給はぬを大将のをしたち給へるにて源の心を今思ひしり給ふへしと也

私云以上秘ノ分也

弄実事となき事聞同

この部分について、他の注釈書を比較してみよう。

細流抄

39 かくはく、む事はえ忘れ給ましきと也

孟津抄

51 又うしろやすさも 此よにたくひなきほとをさりとともとなむたのもしきと聞え給ふを 源詞也 うしろやすさもとは実事となき事也

なき事也

紹巴抄

47 又うしろやすさも 実事となき事也 たくひなく心安て過しし間又如此なる、もたのもしきと可心得也

この項においても、公条は、紹巴などには細流抄・明星抄・「秘」とは異なる解釈を伝えている。「秘」として記された「かくはく、むこと

はえ忘れ給ましきと也」とする注釈は、細流抄・明星抄にもほぼ同文が載ることから、三条西家の秘説と言えよう。

しかしながら、「秘」として記された「かくはく、むことはえ忘れ給ましきと也」について、「箋曰非也」とある。「箋」すなわち三条西実枝は、「非也」というのである。そして、「琴を枕にても心をやふり給はぬを大将のをしたち給へるにて源の心を今思ひしり給ふへしと也」とする説を記している。「秘」として記された「かくはく、むことはえ忘れ給ましきと也」という公条説について「箋」すなわち実枝が「非也」として示した内容であるから、「私云以上秘ノ分也」とある「秘ノ分」は、公条説を指すのではなく、秘説であることを示すのである。「秘」とする注に、岷江入楚は「私云」として「以上秘ノ分也」と注記している。「聞」「聞書」などには見られない。三条西家の秘説と想定される公条説と推定される「秘」とする注記について、公条の子実枝が「非也」と言い、「箋」独自の説を示したのである。これについて通勝が「私云以上秘ノ分也」と記しているから、ここに示された「箋」とする記述は、文字通り、三条西家最奥の秘説であったのである。

このように「秘」と「箋」が異なることは時折見られる。三条西家の源氏学を窺うために注目すべき記述といえよう。「秘」と「箋」については、稿を改めたい。

四 「秘」とする注が見られない項目

公条は、実枝の他に、九条種通、紹巴、など様々な門弟に講釈をしたが、「秘」として通勝に伝えた秘説の一部は「聞」「聞書」などには見られないことを記した。その一方で、「聞」「聞書」にはあるとされるが、「秘」とした注は記されていない項目がある。これこそ、小川氏の言う「紹巴が所持している」「自分たちが入手した書物では知り得なかった公条注」といえよう。次にこうした項目について検討したい。

4 531 「聞書には引哥アリ 秘には引哥の沙汰なし」

「秘」には記されず「聞」「聞書」にのみ見られる注には、引歌の指摘が多い。211では「河」として和歌を引用した後「聞書にも此哥を引」と記し、531では「河」として引歌をあげた後「聞書には引哥アリ 秘には引哥の沙汰なし」と記す。いずれの引歌も「秘」とする注には見られない。一方、紹巴抄にはこれらの引歌が見られる。しかしながら、岷江入楚は紹巴抄の引歌を引用しない。「聞書にも此哥を引」と、紹巴抄に引歌が記されている事を指摘するのみである。いずれの引歌も河海抄を引用しているから、岷江入楚に重ねて引用する必要がなかったのかもしれない。こうしたことから、この引歌の指摘は、紹巴には伝えられたが、公条から通勝に伝えられることはなかったと推定される。この引歌が「不可欠」であれば、これこそまさに「自分たちが入手した書物では知り得なかった公条注」であり、「紹巴から得た注を採

用する、しかし紹巴經由であることは明記しない」という「情報操作」があったことになる。しかしながら、211でも531でも、「聞書に」「引哥」があることは指摘しているが、引歌を引用することはしていない。引歌の指摘は、「自分たちが入手した書物では知り得なかった公条注」ではあるが、わざわざ書き記すまでもなかったのであろう。

5 224 「又諸抄此二首の引歌不載之」

224には「又諸抄此二首の引歌不載之」と記されている。「諸抄」は「此二首の引歌」を「載」せないというのである。しかしながら紹巴抄を見ると、二首の引歌が記されている。あるいは紹巴抄は岷江入楚のいう「諸抄」には該当しなかったのかもしれない。岷江入楚の引用書目については、改めて検討する必要がある。

このように、「聞書」には、「秘」に見られない引歌が指摘されることが多いが、引歌のみならず、系図も記されている。巻は異なるが、岷江入楚「藤袴」191「この大将は」の注に、「聞 髯黒の系図をかけり」と記す。「聞」すなわち紹巴の注釈書には「髯黒の系図」があると記すが、岷江入楚には系図を載せない。紹巴抄に系図がある事を示すものの、系図自体は引用しないのである。

このように、「聞」「聞書」には、「秘」には見られない引歌の指摘や系図がある。公条は、紹巴に対して、三条西家の秘説を伝える「秘」とは異なる指導をしていたと想像される。岷江入楚の「秘」と「聞書等」に記された注を比較する限り、公条は「秘」と「聞書等」で異な

る二種類の講釈をしていたと推定される。あるいは、岩坪健氏が指摘された「源氏物語の二段階伝授」ということが行われていたのかもしれない。

本廣陽子氏は長珊聞書を検討して、公条の連歌師に対する講釈は「源氏物語に習熟していない人にも分かるように、適宜説明を加えながら、当時の口語でかみ砕いて説明していた」とされた⁽¹⁰⁾。三条西家の秘説と公条の連歌師に対する講釈については稿を改めて検討したい。

注

- (1) 徳岡涼氏「伝細川幽齋筆『源氏物語』の書入れについて」(上智大学国文学論集31、平10)、『岷江入楚』所引「聞」「聞書」について」(上智大学国文学論集33、平12)
- (2) 引用は『岷江入楚』(源氏物語古注釈叢刊)による。
- (3) 注(1) 論文
- (4) 引用は実践女子大学文芸資料研究所『年報』による。
- (5) 引用は永禄奥書紹巴抄(翻刻 平安文学資料稿)による。
- (6) 岷江入楚の「聞」「聞書」について、および永青文庫蔵本の書入れについては、『岷江入楚の「聞」「聞書」』(中京大学国際教養学部論叢 26・11)、『幽齋 源氏物語聞書』の書入をめぐる⁽¹⁾(同)で検討を加えた。
- (7) 『岷江入楚』―諸説集成の思想―(前田雅之編『中世の学芸と古典注釈』竹林舎 平23)
- (8) 『長珊聞書』(源氏物語抄)について(『金子金治郎博士古稀記念連歌と中世文芸』昭52・2)
- (9) 以下、源氏物語古注釈の引用は源氏物語古注集成による。
- (10) 『長珊聞書』に見られる公条説(『中古文学』90、平24・11)

付記 本稿は、平成25年10月26日東北大学における中古文学会秋季大会における口頭発表に加筆したものである。発表について、多くの御高配・御教示を賜った。記して深謝申し上げる。